

西海市規則第 2 号

西海市農業委員会の委員の選任に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、西海市農業委員会の委員（以下「委員」という。）の選任の手續等について、法令に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第 2 条 委員は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、個人からの推薦（以下「個人推薦」という。）及び団体等からの推薦（以下「団体推薦」という。）並びに募集により選任するものとする。

(推薦を受ける者及び応募する者の資格)

第 3 条 委員として、推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び応募する者（以下「応募者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 西海市暴力団排除条例（平成 24 年西海市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(推薦及び応募の方法)

第 4 条 委員の推薦にあたっては、次の手續を経るものとする。

(1) 個人推薦 個人 3 名以上が連署し、その代表者が西海市農業委員会委員推薦書（個人推薦）（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

(2) 団体推薦 団体及び組織の代表者が西海市農業委員会委員推薦書（団体推薦）（様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

2 委員に応募する者は、西海市農業委員会委員応募届出書（様式第

3号)を市長に提出するものとする。

(推薦及び募集期間)

第5条 推薦の求め及び募集の期間は、おおむね1か月間とし、その時期は別途市長が定めるものとする。

(推薦及び募集の周知)

第6条 市長は、委員の推薦及び募集にあたっては、次の各号により、その周知に努めるものとする。

- (1) 市掲示場における掲示
- (2) 広報紙への掲載
- (3) 西海市ホームページへの掲載
- (4) その他

(公表)

第7条 法第9条第2項の規定による公表は、市のホームページ等により、当該推薦及び募集期間の中間並びに期間終了後、遅滞なく公表するものとする。

2 公表事項は、推薦書及び応募届出書に記載された内容とする。ただし、住所、本籍、生年月日、連絡先を除くものとする。

3 前項のほか、被推薦者及び応募者の数並びにそのうちの認定農業者等の数を公表するものとする。

(被推薦者及び応募者の資格の確認)

第8条 市長は、第3条に規定する被推薦者及び応募者の資格について、必要に応じて、関係機関への照会その他調査を行うものとする。

(候補者の評価)

第9条 市長は、被推薦者及び応募者について、西海市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)に意見を求めるものとする。

(委員の選任)

第10条 市長は、評価委員会の意見の報告により、委員の候補者(以下「候補者」という。)を選定し、西海市議会の同意を得て、当該候補者を委員に任命するものとする。

(委員の補充)

第11条 委員について、罷免、失職及び辞任等により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに委員の補充を行うものとする。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日より施行する。